

<報道発表資料>

令和3年6月2日

交通死亡事故多発警報の発令について

県では、県内において交通死亡事故が多発した場合に、集中的な交通事故抑止対策を取り組むこととしております。

令和3年5月30日に2件の交通死亡事故が発生したことにより、令和3年5月1日から令和3年5月30日までの間の、交通事故死者数が10人となり交通死亡事故が多発傾向にあることから、県民生活部長による「交通死亡事故多発警報」を発令し、県警察、市町村及び関係機関・団体と連携し集中的な交通事故抑止対策を実施します。

●交通死亡事故多発警報概要

1 発令日

令和3年5月31日（月）

2 発令期間

令和3年5月31日（月）から令和3年6月13日（日）までの間

3 発令理由

県内において、1か月間の交通事故による死者数が、10人となり、交通死亡事故が多発傾向にあるため

4 取組内容

県民に対して交通事故に対する注意を喚起するとともに、県、市町村、県警察及びその他関係機関・団体と相互に協力し、交通事故抑止対策を集中的に取り組めます。